

産業廃棄物分別用コンテナ導入支援事業

産業廃棄物の適正分別の推進、異物混入による不適正処理及び事故防止等を図るため、県内の収集運搬業者が行う産業廃棄物分別用コンテナの導入及び更新に要する経費の一部を補助します。

対象事業

1. 補助対象者
県内の産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者
2. 補助対象事業
県内に設置し、県内処理施設への持込を行うために、上記補助対象者が行う産業廃棄物分別用コンテナの導入及び更新事業

補助内容

1. 補助対象経費
産業廃棄物分別用コンテナの導入及び更新のための購入費用
2. 補助率
対象経費の1/2以内
3. 補助限度額
10万円以内(ただし、優良産廃収集運搬業者の場合は20万円以内)



【問い合わせ先】

佐賀県 循環型社会推進課 産業廃棄物第一担当
〒840-8570 佐賀市城内1-1-59
電話 0952-25-7108
FAX 0952-25-7109
メール junkangatasyakai@pref.saga.lg.jp